

北秋田市「福祉の雪事業」
（どうしても、雪寄せが
困難な方を支援します）

市では、雪で困っているお年よりや障害者のために、本年度も「福祉の雪事業」を行います。

○利用できる方は次の方です

① 65歳以上のひとり暮らしで雪よせが困難な方
② 65歳以上の高齢者のみで雪よせが困難な世帯
③ 65歳以上の高齢者と障害者若しくは児童（中学生まで）のみ等で雪よせが困難な世帯

○支給限度額（扶助限度額）は4万円です

▼除雪作業料金の8割を支給します。（支給限度額を超える分は、全額自己負担です）

▼この事業は、作業費用の支給を行うものであって、建物管理を行うものではありません。空き家や不在の家等は対象になりません。

○福祉の雪事業を利用する手続き（昨年度同様）

① 11月20日までに、地区民生委員または、市役所高齢福祉課高齢福祉班、各総合窓口センター・市民班へ申請書を提出し、登録してください。

② 積雪時の出入口の雪よせは、シルバー人材センターで対応します。屋根の雪下ろし及び排雪作業の依頼は、必要の都度、地区の社会福祉協議会に連絡してください。作業をする登録業者を紹介します。

③ 作業終了後に、利用者が作業業者に直接料金を支払います。料金は作業量、時間で異なります。

④ 作業業者から、社会福祉協議会に作業の終了が報告されます。社会福祉協議会は市役所へ請求の手続きを行い、市役所から、支給額（作業料金の8割）を指定口座に振り込みます。

申請先
高齡福祉班 ☎62-6639 または総合窓口センター
社会福祉協議会 ☎63-2109 または各地域福祉センター



子育て応援特別手当（平成21年度版）

多子世帯における幼児教育の子育て負担に配慮する観点から、「子育て応援特別手当」を支給します。

対象

平成15年4月2日から平成18年4月1日生までの子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に対して支給します。（第1子から該当）

手当の額

対象となる子ども1人あたり、3万6千円を口座振り込みします。

受付期間

①事前申請（DV被害者）
平成21年10月1日～10月30日まで
②一般申請
平成21年12月11日から6ヶ月
※ 該当者には申請日近くにお知らせします。

申込方法

①事前申請に該当すると思われる方はご連絡下さい。（北秋田市に住所がない方も対象になります。）
②一般申請の方へは申請書類を送付します。必要事項を記入し、市役所福祉課・各総合窓口センターへ申請して下さい。郵送も可。
※福祉課・各総合窓口センターにリーフレットを置いてあります。

◎お問い合わせ 福祉課こども福祉班 ☎62-6638



北秋田地区統合高校の校名募集！

鷹巣農林高校、鷹巣高校、米内沢高校、合川高校の4校を統合し、平成23年4月に開校する、北秋田地区統合高校の校名を募集しております。



北秋田地域で唯一の高等学校にふさわしい、地域に愛される校名をお寄せくださるよう、皆様からのたくさんの応募をお願いします。

■募集締切 平成21年11月20日(金)※当日消印有効

■応募方法 『はがき』または『Eメール』で応募して下さい。

■応募に関する必要事項 校名(ふりがな)、校名の理由、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を明記してください。

■その他 1)校名は「ひらがな」でも「カタカナ」でも「漢字」でも構いませんが、漢字に必ずフリガナを付けてください。2)1通につき1校名の応募としますが、1人が応募できる件数に制限は設けません。

◎あて先・問い合わせ先

〒018-3454 北秋田市脇神字赤川岱197
鷹巣高等学校内北秋田地区統合校開設準備室
☎0186-62-1011
Eメール kitatougoukou@mail2.pref.akita.jp

国民健康保険被保険者証の更新について
平成21年10月1日から国保の被保険者証(保険証)が新しくなります。

色は

一般が薄いネズミ色

退職が紫色

 の2色です。
※更新は郵送(9月末までに、世帯ごとにまとめて郵送)になります。

市役所の職員が、保険証を回収して歩く事はありませんので、保険証の搾取にご注意ください。古い保険証は、お手数でも必ず破棄してください。

【国保窓口からのお願い】
保険証が届きましたら、まず内容・枚数(加入者)をご確認ください！
医療機関を受診する場合は、必ず平成21年10月1日からの新しい保険証を窓口へ提示してください。

●資格異動手続き：社会保険への加入や転出など、国保資格の異動(脱退)手続きの際は、異動する人の保険証を担当窓口へ届出ください。また、世帯主の変更や住所変更の際は、国保に加入されている世帯全員の保険証をご持参ください。
●学生の場合：世帯に学生の方(住所が市外)がいる場合は、必ず在学証明書又は学生証(有効期限がある物)をご持参のうえ、下記担当窓口に申請してください。
※国保税を滞納している世帯には、短期保険証(有効期限6カ月)が交付されます。税務課収納班又は各総合窓口センターで納税相談のうえ、保険証を交付します。

【有効期限について】
国民健康保険者証は、毎年10月1日に更新となりますが、保険証の有効期限が平成22年9月30日以前となる場合があります。その主なものは下記のとおりです。
① 平成22年9月30日までに75歳になる方 ⇒ 誕生日から後期高齢者医療制度へ移行しますので、有効期限は誕生日の前日までとなります。
② 平成22年9月30日までに65歳になる退職国保の方 ⇒ 一般国保へ移行しますので、有効期限は誕生月の末日(1日生まれは前月の末日)までとなります。

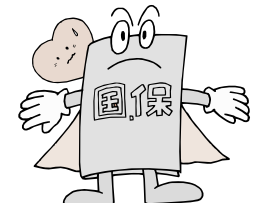
《お問い合わせ》 総合窓口課国保年金班(鷹巣) ☎62-1118
合川総合窓口センター(市民班) ☎78-2112
森吉総合窓口センター(市民班) ☎72-3115
阿仁総合窓口センター(市民班) ☎82-2112

老齢基礎年金に上乗せして受けられる国民年金基金に加入して年金を増やしませんか！
自営業等の皆さんが、ゆとりをもって老後を安心して過ごしていただけるようにとの趣旨で設けられた公的な年金制度です。公的な年金制度ならではの税制上の特典も多く、是非ご検討してみたいかがでしょうか。

◆こんなに有利で特典がある国民年金基金

① 自営業等の方もサラリーマンなみの老後保障
② ご要望にお応えできる年金設計
③ 払込みの掛金は一定で、全額「社会保険料控除」
④ 受け取る年金は、「公的年金等控除」が適用

●国民年金基金に関するお問い合わせ
秋田県国民年金基金
〒010-0001 秋田市中通1丁目4-32 秋田センタービル5階 ☎0120-65-4192
※詳細は、ホームページ(<http://www.akita-kikin.or.jp>)をご覧ください。





9 広報きたあきた 21. 10. 1

8 広報きたあきた 21. 10. 1